瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増 岡 錦 也

瀬戸市規則第6号

瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年瀬戸市規則第1 9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 **娘で云すように改正する**

旅で示すよりに以上する。	
改正後	改正前
(受給者証の交付申請)	(受給者証の交付申請)
第4条 <省略>	第4条 <省略>

2及び3 <省略>

4 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認 4 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認 があった日の属する月の初日(その者がその日) があった日の属する月の初日(その者がその日 において受給資格者でない場合は、受給資格者 において受給資格者でない場合は、受給資格者 となった日)からその者が受給資格者でなくな る日又は市長が別に定める日のいずれか早い日 (以下「有効期限」という。) までとする。た だし、市長が特に定める場合は、この限りでな

(受給者証の更新申請等)

第4条の2 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第2 項第1号に定める書類により証明すべき事実を 公簿等によって確認できるときは、同項の規定 による障害者医療費受給者証交付・更新申請書 兼障害者医療費受給資格等変更・喪失届の提出 を省略させることができる。

2及び3 <省略>

となった日。以下「開始日」という。) からそ の者が受給資格者でなくなる日又は市長が別に 定める日のいずれか早い日(以下「有効期限」 という。) までとする。ただし、市長が特に定 める場合は、この限りでない。

(受給者証の更新申請等)

第4条の2 <省略>

- 3 第1項に規定する申請には、前条第3項及び 2 前項に規定する申請には、前条第3項及び第 第4項の規定を準用する。この場合において、 前条第4項中「前項に規定する確認があった日 条第4項中「前項に規定する確認があった日の の属する月の初日(その者がその日において受 属する月の初日(その者がその日において受給 給資格者でない場合は、受給資格者となった 日)」とあるのは「前回の有効期限の翌日」と 読み替える。
 - 4項の規定を準用する。この場合において、前 資格者でない場合は、受給資格者となった 日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日(」 と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替 える。

4 <省略>

3 <省略>

第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式中「瀬戸市長 」を「(宛先)瀬戸市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。